段に」を「㉓のうち措置法第66条の８第16項又は第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七（三の七）「28」）」に改める。

別表六の二の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（一）「35」と（別表十七の二（二）「29」又は別表十七の二（四）「32」）のうち多い金額）	連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二（三）「10」）

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（一）「35」と別表十七の二（一）「32」のうち多い金額）	連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二（二）「10」）

に改める。

別表十三の表の一中「３年又は５年を経過した場合の益金算入額（25の計）」を「５年を経過した場合の益金算入額（25の計）」に、「３年又は５年を経過した場合」を「５年を経過した場合」に改め、同表の表の二中「３年又は５年を経過した場合の益金算入額（25の計）」を「５年を経過した場合の益金算入額（25の計）」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第58条第４項（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の61」を「同法第68条の61」に改め、「若しくは平成28年旧措置法第68条の61第４項（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を削り、同第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表十六の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十三）「10」）	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十四）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十三）「43の計」）	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十四）「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十二（十五）「12」）

を

に改める。

別表十七の表中「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」を「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書」に改め、同表の表の三の下に次の明細書を加える。